

第卅四條 職工ハ毎年末ニ於テ其年度内ニ積立タル金額ノ半額以内ヲ限り其拂戻ヲ請求スルコトヲ得但シ前條ニヨリ拂戻ヲ受ケタルトキハ此限ニアラズ

第卅五條 第卅三條第一項第二號乃至第四號及第卅四條ノ場合ニ於テハ職長心得以上ノモノヲ保證人トシ別ニ定ムル願書ヲ提出スベシ

第卅六條 職工死亡シタル場合ニ於テ其積立金ヲ受取ルベキモノ及其順位ハ第六十九條乃至第七十一條所定ノ遺族扶助料ノ支給ヲ受クベキ者ノ順位ニヨル

## 第五章 賃金及旅費

第卅七條 賃金ハ日給トシ定時間就業シタルコトニヨリテ支給スルモノトス

第卅八條 定時間以外ノ就業若クハ定時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ特別ノ規定アルモノ、外時間割ヲ以テ計算ス

第卅九條 業務上傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ休養ヲタメ早退ヲ認メタル時ハ當日分賃金全額ヲ支給ス死亡ノ時亦同ジ

第四十條 公休日ハ缺勤ト見做ササルモ賃金ヲ支給セザルモノトス

第四十一條 賃金及次條ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條 工事ノ種類ニヨリ特ニ請負、獎勵法其他適宜ノ方法ヲ用ユルコトアルベシ

作業時間外ニ就業ヲ命ジタルトキハ特ニ割増金ヲ付スルコトアルベシ

第四十三條 賃金ハ二週間毎ニ之ヲ計算シ其締切ノ翌日ヨリ起算シテ六日目ニ之ヲ支給スルモノトス但シ本社ノ都合ニヨリ之ヲ變更スル事アルベシ

第四十四條 第五十九條及第六十一條ノ規定ニヨリ扶助ヲ受ケ又ハ第六十二條第一號及第二號ニ該當スルモノガ解雇ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ相當ナル費用ヲ支給スベシ第六十五條ノ規定ニヨリ扶助ヲ廢止セラレタルモノ其廢止ノ日